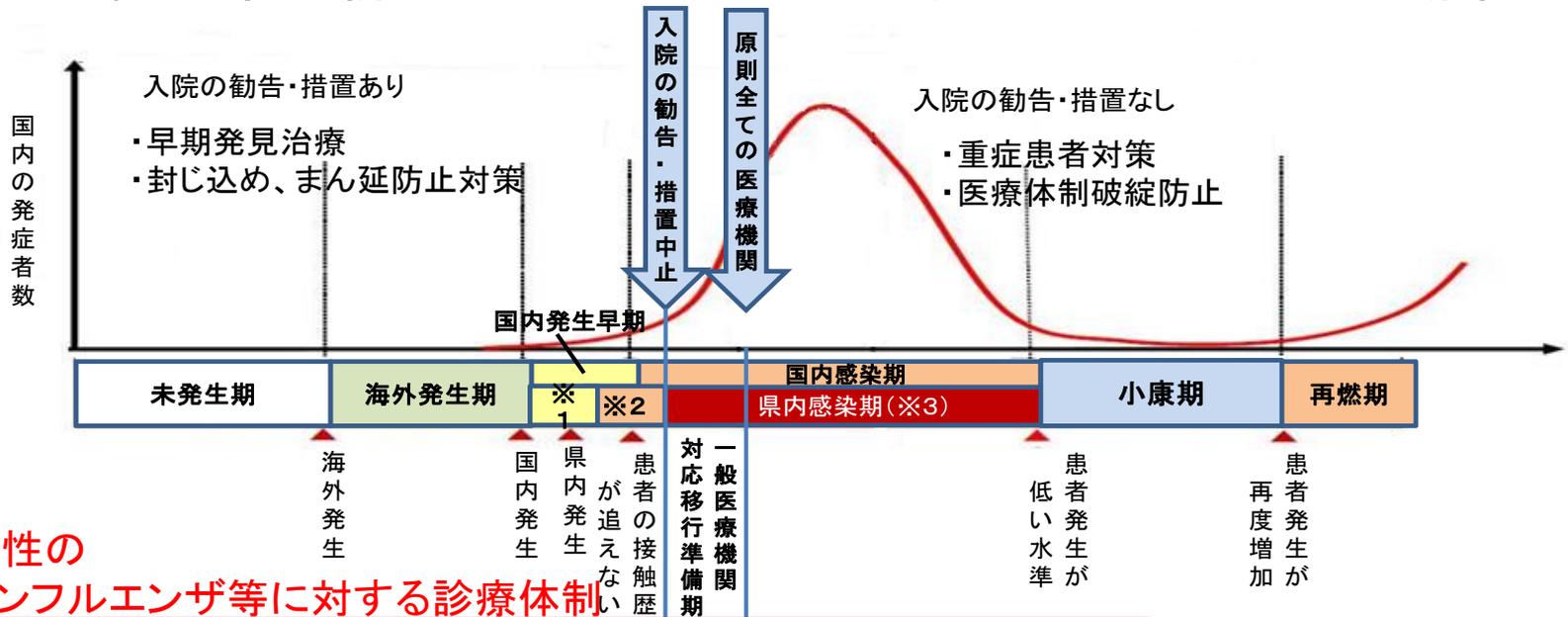


群馬県における新型インフルエンザ等診療体制



高病原性の 新型インフルエンザ等に対する診療体制

新型インフルエンザ等	電話相談	(県内発生早期まで) 症例定義による振り分け	(県内感染期以降) 情報提供、受診相談・受診時の注意、療養相談
	外来診療	感染症指定医療機関等 (診断)	一般医療機関(診断、治療) 入院協力機関
季節性インフルエンザ等	入院診療	感染症指定医療機関 (入院治療) 感染症のまん延防止および治療のため 原則 全員入院(勧告・措置)	入院協力機関 (感染症指定医療機関を含む) 入院治療が必要な者(重症者※4)のみ入院 軽症者は自宅療養
	外来診療 入院診療	高病原性でないと判明	一般医療機関(診断、治療) 重症者※4は入院 軽症者は自宅療養

※1【県内未発生期】
県内において患者が発生していない状態

※2【県内発生早期】
県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

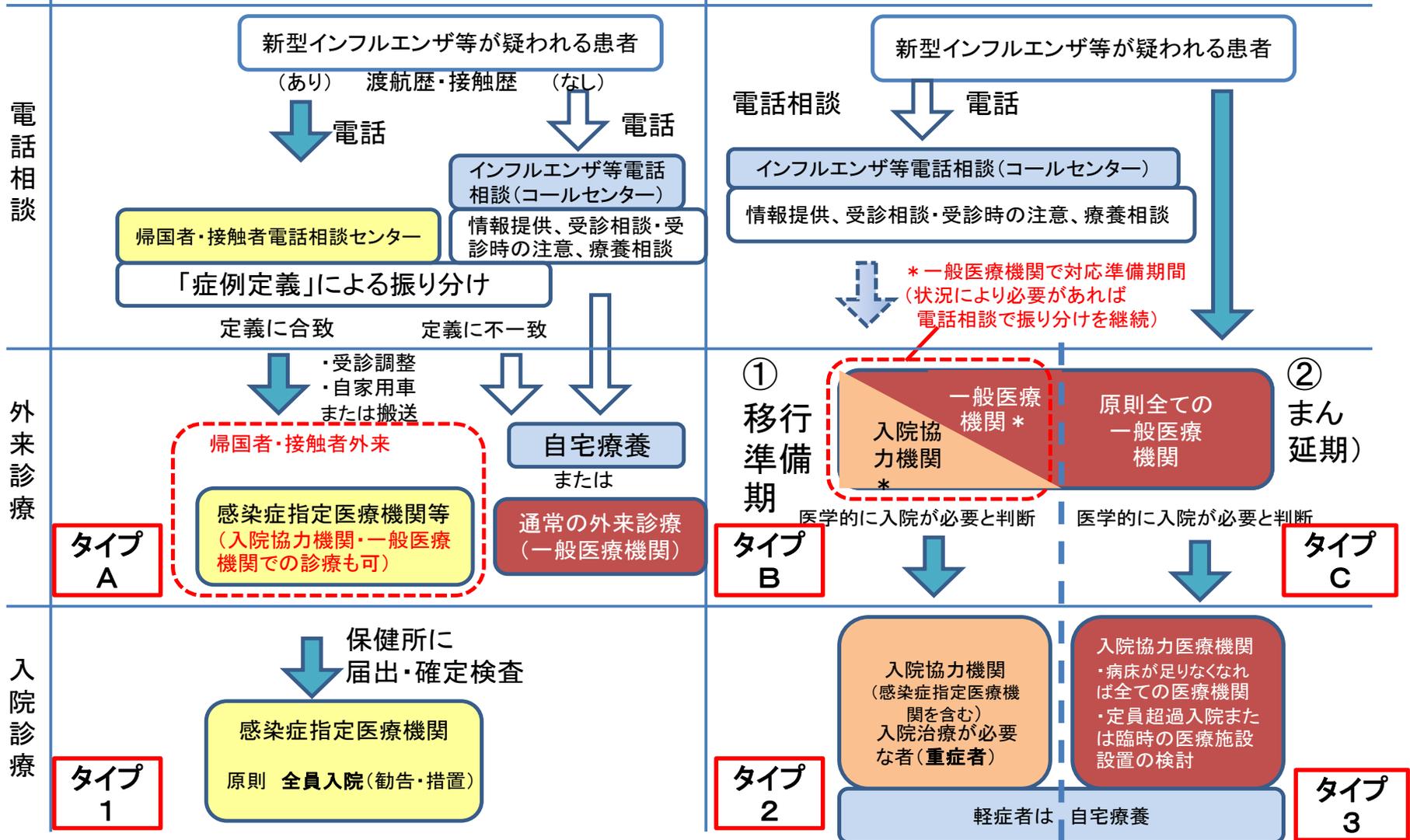
※3【県内感染期】
県内において患者の接触歴が疫学的に追えなくなった状態

※4 医学的に入院が必要と判断されるもの

新型インフルエンザ等に対する診療体制のフロー図

1 入院(勧告・措置)のある時期 【県内発生早期まで】

2 入院(勧告・措置)のない時期 【県内感染期以降】



タイプD・・・「県内感染期」であっても外来診療はしないが、協力・支援をする医療機関
 タイプ4・・・「県内感染期」であっても入院診療はしないが、協力・支援をする医療機関